コロナ対応（災害）ＡＤＲの流れ

【申立サポート申込】

①申込用紙の郵送/FAX
②申込用紙記載事項を電子メール送信
<saigaiadr@fben.jp>
③天神弁護士センター
092-741-3208
に電話

【法律相談から申込】

新型コロナウィルスに関する事業者・労働者向け無料電話相談（詳しくは福岡県弁護士会HP参照）
092-753-6364

所定の申立書で天神・北九州・久留米の各センターに申立

→ 弁護士による申立サポート

（弁護士が内容確認の電話を差し上げます）

→ 相手方応諾

（話し合いなので相手方が手続に応じる意向がないときは、手続は終了してしまうことになります）

→ 第１回期日

（新型コロナウィルス感染拡大防止に配慮して実施します。）

→ 第２～３回期日

（回数はケースによって異なりますが、原則３回以内での解決を目指します）

→ 和解成立

→ 和解不成立

費用

- 申立手数料は，無料です。
- 成立手数料として，下記の基準での金額（税込）を当事者折半でご負担頂きますが，事情によっては減額又は免除となる場合もあります。

和解による解決金の額	コロナADRの成立手数料算出基準
１００万円以下	4.4%
１００万円超～３００万円以下	2.75%＋16,500円
３００万円超～３０００万円以下	0.55%＋82,500円
３０００万円超	0.275%＋165,000円

※解決金の額の千円未満切り捨て

福岡県弁護士会　紛争解決センター　御中（ＦＡＸ：　０９２－７５２－１３３０）

コロナ対応（災害）ＡＤＲ申込用紙

(申込人の連絡先は，平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください)

申込人	氏　名 （会社名及び代表者名）	（ふりがな）	
	住　所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相手方	氏　名 （会社名及び代表者名）	（ふりがな）	
	住　所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
紛争類型	□雇用関係　□借地借家　□損害賠償　□その他（　　）		

【相談日】　　年　　月　　日　　【相談場所】＿＿＿＿＿＿＿＿

【相談担当弁護士名】＿＿＿＿＿＿＿＿